**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

大阪府八尾市東山本新町一丁目一四番一六号

山田商事株式会社

代表清算人　山田　廣則

**解散公告**

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

島根県鹿足郡吉賀町立河内一八五番地四

株式会社エキューズ

代表清算人　岩成　京一

**解散公告**

当社は、平成二十五年十月二十二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

熊本市中央区米屋町一丁目七番地の一

熊本平和商事株式会社

代表清算人　田邉　甚

**解散公告**

当社は、平成二十五年十月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

沖縄県うるま市石川一八五七番地二

アルファ経理コンサルタント合同会社

代表清算人　大嶺　毅

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年九月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

和歌山県田辺市下川下七六四番地

社団法人富里保郷会

代表清算人　岩本登志夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十月十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

宮城県本吉郡南三陸町志津川字汐見町一二〇番地一

社団法人南三陸町シルバー人材センター

代表清算人　勝倉彌司夫

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十五年十月四日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山一〇三〇番地一

清算法人北田土地改良区

清算人代表　飯嶋　康夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年八月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

島根県邑智郡川本町大字川本二七九番地

社団法人川本高校卒業生会

清算人　小田　泰敬

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年九月二十八日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

和歌山県東牟婁郡串本町西向八四二番地

財団法人重畳山靈地維持保存財団

代表清算人　山崎　幸一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区長崎二丁目一八番地、最後の住所東京都豊島区長崎二丁目一八番四号

被相続人　亡　野呂美樫季

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

事務所東京都千代田区神田小川町一―四和田ビル三階栗原浩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗原　浩

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都大田区南馬込六丁目二番、最後の住所東京都大田区北千束一丁目一三番三号北千束テラス一〇二　被相続人　亡　島袋　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

同　宮村　啓太

同　荒巻　慶士

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区西巣鴨一丁目八二六番地、最後の住所東京都豊島区西巣鴨二丁目二四番一―五〇六号　被相続人　亡　田中　祐夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道北広島市里見町六丁目三番地五、最後の住所神奈川県大和市南林間五丁目二番二三―三〇七号　被相続人　亡　伊藤　哲規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

横浜市中区山下町五一番地一読売横浜ビル七〇三区

相続財産管理人　弁護士　石川惠美子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都板橋区大山町四八番地、最後の住所横浜市港北区日吉本町四丁目一〇番Ｂ―一〇二号　被相続人　亡　齋藤　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市鶴見区北寺尾七丁目一三番、最後の住所横浜市鶴見区北寺尾七丁目一三番四号

被相続人　亡　菜花　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十二日

神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目七番二六号

相続財産管理人　弁護士　川波　利明